

平成29年第2回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 平成29年6月16日 午前10時00分 開会
午後 1時05分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番	山本英樹	2番	内野悦子
3番	川村優子	4番	西川朗
5番	増田順弘	6番	岡本吉司
7番	朝岡佐一郎	8番	西井覚
9番	藤井本浩	10番	吉村優子
11番	欠員	12番	赤井佐太郎
13番	下村正樹	14番	西川弥三郎
15番	白石栄一		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二	総合政策企画監兼企画部長	本田知之
企画部理事	岸本俊博	総務部長	安川誠
市民生活部長	松村昇道	市民生活部理事	木村喜哉
都市整備部長	増井良之	産業観光部長	池原博文
保健福祉部長	巽重人	教育部長	和田正彦
上下水道部長	西口昌治	会計管理者	下村喜代博

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井孝明	書記	吉田賢二
書記	高松和弘	書記	山岡晋

6. 会議録署名議員 4番 西川朗 12番 赤井佐太郎

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 議第29号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

- 日程第4 議第30号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 議第31号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 議第32号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 議第33号 葛城市農業委員会委員の認定農業者過半数要件の例外規定適用につき同意を求めることについて
- 日程第8 報第2号 葛城市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第9 報第3号 平成28年度葛城市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第10 報第4号 平成28年度葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第11 報第5号 平成28年度葛城市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第12 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（葛城市税条例の一部を改正することについて）
- 日程第13 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて）
- 日程第14 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて）
- 日程第15 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第16 議第34号 葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第17 議第35号 葛城市職員の旅費に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第18 議第36号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第19 議第37号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第20 議第38号 葛城市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第21 議第39号 葛城市都市公園条例の一部を改正することについて
- 日程第22 議第40号 葛城市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第23 議第41号 工事請負契約の締結について（葛城市立新庄小学校、磐城小学校及び當麻小学校空調設備設置工事に伴う設計・施工業務）
- 日程第24 議第42号 平成29年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第25 議第43号 平成29年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 追加日程第1 議第41号 工事請負契約の締結について（葛城市立新庄小学校、磐城小学校及び當麻小学校空調設備設置工事に伴う設計・施工業務）

開 会 午前10時00分

西井議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、平成29年第2回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

本日、平成29年第2回定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本定例会も議員各位の格段のご協力によりまして、議会運営が円滑に進行できるようお願い申し上げます。

ここで、報告事項を申し上げます。

本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました。提出議案は、議事日程記載の日程第3から日程第25までの23議案であります。議事の進行上、議案の朗読は人事案件のみとし、他の議案の朗読は省略いたします。

次に、監査委員から例月出納検査結果についてご報告がありました。お手元に配付いたしておりますので、ご清覧賜りますようお願い申し上げます。

次に、委員会視察に係る委員派遣等についてご報告を申し上げます。去る5月16日から18日にかけて実施いたしました総務建設常任委員会視察研修及び、5月24日から26日にかけて実施いたしました厚生文教常任委員会視察研修の結果報告が、各常任委員長より議長宛てに提出されております。報告書はお手元に配付いたしておりますので、その概要についてそれぞれ報告願います。

まず、総務建設常任委員会視察研修の結果報告をお願いいたします。

7番、朝岡佐一郎君。

朝岡総務建設常任委員長 皆さん、おはようございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、総務建設常任委員会の視察研修の結果について、ご報告をいたします。

去る5月16日から18日までの3日間、本委員会といたしまして、香川県坂出市、高知県四万十町及び兵庫県南あわじ市へそれぞれ視察研修を行いました。研修1日目につきましては、香川県坂出市におきまして、地域公共交通政策について視察研修を行いました。坂出市では、平成22年2月に地域公共交通活性化協議会を設立され、地域の実情に応じた交通体系の再編、また、公共交通の利用促進を図るべく、交通空白地域へのデマンド型乗合タクシーの導入や、市街地の利便性向上を図るための循環バスの導入などに取り組み、研修では坂出市の公共交通の現状や今後の課題、また、利用促進のために取り組まれているさまざまな施策について詳細な説明をしていただきました。

研修2日目は、高知県四万十町というところにございます道の駅四万十とおわにおいて、農産物のブランド化等について視察研修を行いました。高知県四万十町というのは、平成18年、2町1村の合併で誕生した町でございます。高知市から約100キロぐらい先でございました。道の駅四万十とおわは、合併された四万十町から指定管理を受けられた株式会社四万十ドラマというところが運営されており、非常にへんぴなところにある道の駅ではございませうが、年間15万人が訪れ、平成28年度では1億5,000万円の売り上げが上げられているというようなことでございました。

研修内容では、地域でつくられる産物に対して、考え方の視点を変えてこれまでの商品に少し手を加えることで新たな価値創出をするという産業づくりや、オリジナルブランドとして多種多様な商品開発を行い全国展開している、そういう体制づくりの手法についても詳細に説明をしていただきました。

最終日であります研修3日目につきましては、兵庫県南あわじ市におきまして、防災行政無線についての視察研修を行いました。南あわじ市では、本年、葛城市が工事を計画いたしております防災行政無線システムのデジタル化を平成28年に実施され、研修では事業実施に至るまでの経過や、個別受信機の全戸配布するに当たっての問題点、また、このシステムを導入した後の課題などについて詳細に説明をしていただきました。

この3日間、いずれの研修におきましても、各担当部局からの説明の後に、各委員からは活発な質問がなされ、大変有意義な意見交換の場であったと思われるところでございます。今回、視察研修において見聞をさせていただきましたことにつきまして、今後の本市のまちづくりに役立ててまいりたい、このように思います。

簡単ではございますが、以上をもちまして平成29年度の総務建設常任委員会視察研修の報告とさせていただきます。

以上でございます。

西井議長 次に、厚生文教常任委員会視察研修の結果を報告願います。

3番、川村優子君。

川村厚生文教常任委員長 皆様、おはようございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、厚生文教常任委員会視察研修の結果について、ご報告をいたします。

去る5月24日、25日、26日の3日間、本常任委員会視察研修といたしまして、新潟県三条市、そして新潟市、見附市及び糸魚川市へそれぞれ視察研修を行いましたので、その内容についてご報告をいたします。

1日目は、新潟県三条市嵐南小学校におきまして、完全米飯給食の取り組みについて視察研修を行いました。研修後には、嵐南小学校内にあります調理場も拝見させていただきました。三条市では、市民の健康レベルを向上させるためには、将来を担う子どもたちに対して正しい食生活の意識を身につけさせることが必要であるという考えから、家庭での食事も含め、油脂に偏る食生活の改善をするための、1日の食事の一部であっても、それを教育の現場で学ばせるために、栄養価では非常にバランスのとれた米飯給食を取り入れ、学校給食というのは、食べることを学ぶ時間、健康によい食事を学ぶ生きた教材と捉えて事業を推進しており、その取り組み状況や成果についてご説明をいただきました。

2日目は、午前中、新潟市にて老人憩の家なぎさ荘の風力発電設備を現地視察いたしました。設置に係る費用、また、発電実績及び運用状況について説明をいただきました。本市においても再生可能エネルギーの導入を推進する場合は、耐用年数や設置後に発生するメンテナンス費用など、費用対効果を十分に考慮しなければならないことを学習させていただきました。また、午後からは見附市に移動しまして、子育て支援として乳幼児期から18歳まで切れ目のない支援体制を構築することが重要であるという考えのもとに、見附市が目指す18年

教育を実現するため、組織機構改革の実施や、妊娠中から育児期まで継続して相談できる場所としてネウボラみつけを開所するなどの取り組みについての説明をしていただきました。

最終日は、糸魚川市にお伺いし、介護予防・日常生活支援総合事業及び介護予防手帳の取り組みについて視察研修を受けました。研修では、高齢者の社会参加を促すためにわかりやすい情報を提供することを目的として作成された介護予防手帳の内容や、介護サービスについても詳細にわたり説明をいただきました。

本委員会といたしましては、これらの先進的事例をたくさん学び、今後の葛城市の各事業の推進、また、行政サービスの更なる拡充に向けて役立ててまいりたいと思います。

以上をもちまして、平成29年度厚生文教常任委員会視察研修の報告とさせていただきます。

西井議長 また、4月11日、総務建設常任委員会協議会において、南阪奈道路トンネル工事現場、道の駅かつらぎ西側公園整備現場及び「當麻の家」駐車場整備現場の現地視察をされておりますので、ご報告いたします。

次に、閉会中に開催されました議会改革特別委員会の審査状況について委員長より報告を願います。

2番、内野悦子君。

内野議会改革特別委員長 皆様、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催いたしました議会改革特別委員会の審査状況について、ご報告を申し上げます。

議会改革特別委員会の審査状況でございますが、委員会は平成29年5月29日に開催し、所管事項について慎重に審査をいたしております。委員会では、葛城市議会基本条例の制定に係る議案を今6月定例会において議案上程するに当たり、必要な事項についてご協議をいたしました。まず、葛城市議会基本条例の施行日につきましては、委員会でご協議いただいた結果、平成29年11月1日から施行することにさせていただきました。なお、本議案の発議方法につきましてもご協議をいただき、地方自治法第112条及び葛城市議会会議規則第14条第1項に基づき、議会改革特別委員の署名をもって、議会改革特別委員長が提出者となって発議することに決定をいたしました。

以上で、議会改革特別委員会の閉会中に開催いたしました審査状況についてのご報告といたします。

西井議長 閉会中に開催された委員会の審査状況については以上であります。

最後に、今回提出されました意見書（案）につきましては、既に配付いたしております1件でございます。所管において取扱いについて協議いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

ここで、阿古市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

阿古市長。

阿古市長 皆さん、おはようございます。議会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成29年第2回葛城市議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本定例会におきましてご提案させていただきました案件は、人事案件が4件、報告案件が4件、承認案件が4件、議決案件が11件の計23件となっております。詳細につきましては、それぞれの提案時にご説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶にさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

西井議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、4番、西川朗君、12番、赤井佐太郎君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、議事日程、審議方法について、議会運営委員会で協議願っておりますので、議会運営委員長からの報告をお願いいたします。

14番、西川弥三郎君。

西川弥三郎議会運営委員長 おはようございます。平成29年第2回葛城市定例会の開会に当たり、去る6月7日議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議をいたしておりますので、その結果についてご報告をいたします。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3、議第29号から日程第6、議第32号までの4議案につきましては、人事案件でございます。一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決は1議案ごとに行います。なお、人事案件については議案の朗読を行います。

次に、日程第7、議第33号につきましては、農業委員会の認定農業者過半数要件の例外適用の同意案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、農業委員会委員の人事案件と関連した議案でございますので、委員会付託を省略し、討論、採決までを行います。

次に、日程第8、報第2号につきましては、報告案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、法の規定により質疑のみを行います。

次に、日程第9、報第3号から日程第11、報第5号までの3件につきましては、報告案件でございます。一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行います。こちらにつきましても、法の規定により質疑のみといたします。

次に、日程第12、承認第1号から日程第15、承認第4号までの4議案につきましては、専決処分の承認でございます。一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決は1議案ごとに行います。

次に、日程第16、議第34号から日程第22、議第40号までの条例の一部改正7議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑までを行い、各常任委員会に付託し、審査を願います。総務建設常任委員会には議第34号、議第35号、議第36号、議第39号及び議

第40号の5議案を、厚生文教常任委員会には議第37号及び議第38号の2議案をそれぞれ付託し、審査を願います。

次に、日程第23、議第41号、工事請負契約の締結につきましては、上程し、内容説明を受けた後、質疑を行い、厚生文教常任委員会に付託し、審査を願います。なお、本議案につきましては、緊急に議決を必要とすることから、本日全ての議案が上程された後、本会議を休憩し、休憩中に厚生文教常任委員会を開催し、本議案について審査いただき、委員会終了後、本会議を再開いたします。本会議再開後は、まず、本議案の日程追加について諮っていただき、日程追加後、委員長より審査結果について報告を願い、委員長報告に対する質疑、討論、採決まで行います。

次に、日程第24、議第42号及び日程第25、議第43号の平成29年度補正予算2議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、各常任委員会に付託し、審査願います。総務建設常任委員会には議第42号の関係部分を、厚生文教常任委員会には議第42号の関係部分及び議第43号の2議案をそれぞれ付託し、審査を願います。

そして、最後に、先ほど申し上げました議第41号、工事請負契約の締結についてを採決し、1日目は散会いたします。

なお、議員提出議案として、葛城市議会基本条例の制定についてが提出されたことを受けまして、その取扱いについても慎重に協議いたしておりますので、その結果についてご報告いたします。本件につきましては、本会議最終日におきまして上程いたします。審議方法につきましては、提案者よりその内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決までを行います。議案につきましては、本会議最終日、議場に配付させていただきますので、ご承知おき願います。

続いて、会議日程及び会期はお手元に配付のとおりでございます。

会期は本日6月16日から6月28日までの13日間とし、20日午前10時より本会議、一般質問を行います。21日午前10時より本会議、引き続き一般質問を行います。22日午前9時30分より総務建設常任委員会、23日午前9時30分より厚生文教常任委員会を開催いたします。各常任委員会におかれましては、付託議案の審査及び所管事項の調査をお願いいたします。26日、27日は予備日といたします。28日午前10時より本会議を開催し、初めに、会期中に行われました各常任委員会における調査事項についての審査状況を各委員長より報告願います。その後、各常任委員会に付託された議案につきましては、委員長より審査結果について報告を願い、質疑、討論の後、採決を行います。最後に、先ほど申し上げました議員提出議案の審議を行い、閉会いたします。

会議日程及び会期については以上でございます。

次に、今回提出されました意見書案につきましては、お手元に配付のとおり1件でございます。所管においてご協議を願います。

最後に、一般質問についてでございます。質問回数については、一括質疑方式を選択された場合は2回まで、3回目は発言のみとなります。一問一答方式を選択された場合は回数に制限はございません。また、制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて1人60分以内と

いたします。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

西井議長 ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日16日から28日までの13日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日16日から28日までの13日間とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

これより議案審議に移ります。

日程第3、議第29号から日程第6、議第32号までの人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての4議案を一括議題といたします。なお、本4議案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本4議案を事務局長に朗読させます。

事務局長。

中井事務局長 それでは、議長の命により議案の朗読を行います。

議第29号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、下記の者を候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求める。

記

住所 葛城市新村●●●

氏名 小走須美子

昭和●年●月●日生

平成29年6月16日提出

葛城市長 阿古和彦

次に、議第30号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、下記の者を候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求める。

記

住所 葛城市笛堂●●●

氏名 西岡弥臣

昭和●年●月●日生

平成29年6月16日提出

葛城市長 阿古和彦

次に、議第31号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、下記の者を候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求める。

記

住所 葛城市林堂●●●

氏名 安川健二

昭和●年●月●日生

平成29年6月16日提出

葛城市長 阿古和彦

最後に、議第32号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、下記の者を候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求める。

記

住所 葛城市寺口●●●

氏名 中嶋瑞

昭和●年●月●日生

平成29年6月16日提出

葛城市長 阿古和彦

以上でございます。

西井議長 本4議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第29号から議第32号までの4議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議第29号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員の安川恵子氏が本年1月31日付をもちまして退職されましたので、新たに小走須美子氏を人権擁護委員候補者に推薦いたしたく、提案するものでございます。

次に、議第30号から議第32号までの人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、本年9月30日付をもって任期満了となり、西岡弥臣氏、安川健二氏、中嶋瑞氏を引き続き人権擁護委員候補者に推薦いたしたく、提案するものでございます。

以上4名の方につきましては、人格、見識ともすぐれており、最適任者であると認められます。よって、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

西井議長 これより質疑に入りますが、本4議案につきましては一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。
日程第3、議第29号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。
これより議第29号議案を採決いたします。
本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第29号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。
日程第4、議第30号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。
これより議第30号議案を採決いたします。
本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第30号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。
日程第5、議第31号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。
これより議第31号議案を採決いたします。
本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第31号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。
日程第6、議第32号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。
これより議第32号議案を採決いたします。
本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第32号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

次に、日程第7、議第33号、葛城市農業委員会委員の認定農業者過半数要件の例外規定適用につき同意を求めることについてを議題といたします。なお、本案につきましては委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第33号、葛城市農業委員会委員の認定農業者過半数要件の例外規定適用につき同意を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第5項において、委員の任命に当たっては、認定農業者が委員定数の過半数を占めなければならないと規定されております。しかしながら、14人の委員候補者のうち認定農業者は4人で、委員定数の過半数を満たしていないことから、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定に基づく例外措置として、区域内における認定農業者の数が委員定数の8倍を下回る場合において、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等またはこれらに準ずる者とするについて、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

西井議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第33号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第33号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第8、報第2号、葛城市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

本件につき、報告を求めます。

松山副市長。

松山副市長 おはようございます。副市長の松山でございます。葛城市土地開発公社の理事長も兼ねておりますので、報第2号、葛城市土地開発公社の経営状況の報告についてでございますが、

私から説明をさせていただきます。

議案6ページでございます。本件につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、出資法人の経営状況を説明する書類として、今回の議会では平成28年度の決算状況について報告するものでございます。詳細につきましては別冊のA4横とじ、報第2号、平成28年度葛城市土地開発公社経営状況報告書で説明をいたします。なお、お手元にはこれのほかに平成28年度取得売却資産並びに平成28年度期末保有総資産の位置図等を配付しておりますので、ご参照ください。

では、2ページをお開きください。土地開発公社の概要でございます。本年度の事業収支につきましては、収益的収入1億9,314万972円、収益的支出1億8,841万3,474円、資本的収入1億5,076万円、資本的支出2億5,677万7,972円でございます。

続きまして、平成28年度中の取得事業の内訳でございますが、吸収源対策公園緑地事業等の2事業でございます。取得事業の合計は、面積が755.22平米、用地費が5,719万9,858円でございます。

次に、売却事業の内訳でございます。柿本・笛堂地内道路用地等の5件でございます。売却事業の合計は、面積が3,807.56平米、売却原価は1億8,838万2,803円、売却収益は1億9,302万5,802円でございます。なお、平成28年度末の事業用資産総額につきましては、4億5,839万7,994円となりました。

損益計算につきましては、事業総収益464万2,999円、事業外収益11万5,170円、事業損失3万671円となりまして、経常利益472万7,498円、当期の純利益も472万7,498円、準備金の合計は1億1,873万3,528円となっております。

また、借入金につきましては、当期の増加高で1億5,076万円、当期減少高は1億9,215万円となりまして、期末残高は3億3,657万円となりました。

続きまして、3ページでございます。平成29年3月31日現在の貸借対照表でございます。

資産の部、流動資産の現金及び預金が515万4,984円、代行用地は4億5,839万7,994円で、流動資産の合計につきましては4億6,355万2,978円となり、資産合計は同額の4億6,355万2,978円でございます。

次に、負債の部でございます。借入金、未払金を合わせて負債の合計は3億3,981万9,450円でございます。

資本の部でございますが、資本金の基本財産は500万円でございます。準備金は前期の繰越準備金1億1,400万6,030円、当期の純利益が472万7,498円、準備金合計として1億1,873万3,528円ございまして、負債・資本の合計は4億6,355万2,978円でございます。

続きまして、4ページでございます。平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間の損益計算書でございます。まず、事業収益の土地売却収益につきましては1億9,302万5,802円、事業原価の土地売却原価は1億8,838万2,803円ございまして、事業総収益につきましては464万2,999円でございます。

次に、一般管理費の事業損失は3万671円でございます。また、事業外収益は受取利息1,270円、雑収益11万3,900円ございまして、合計11万5,170円でございます。したがいま

して、経常利益は472万7,498円で、当期純利益も同額でございます。

次に、8ページをごらんください。平成28年度の収支決算書でございます。まず、収益的収入及び支出のうち、収入の部でございます。事業収益の公有用地の売却収益は決算額1億9,302万5,802円で、これは先ほど2ページでご説明をいたしました公有地の売却収益の価格でございます。

次に、事業外収益の受取利息でございますが1,270円。この分につきましては、金融機関からの預金の利息分でございます。

また、雑収益11万3,900円で、これは駐車場の貸付料と電柱の占用料で、これらを合計いたしまして、収益的収入は1億9,314万972円でございます。

次に、支出のうち事業原価の公有用地売却原価は、決算額が1億8,838万2,803円で、これも先ほど2ページでご説明をいたしました公有地の売却原価の価格でございます。

一般管理費の経費では3万671円で、保有地の管理に要する費用等でございます。これらを合計いたしまして、収益的支出は1億8,841万3,474円でございます。

次に、9ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。まず、収入のうち資本的収入の借入金では決算額1億5,076万円で、合計額も同額でございます。

次に、支出のうち資本的支出の公有地取得事業費では、決算額6,462万7,972円。借入金の償還金につきましては、決算額で1億9,215万円、資本的支出の合計は2億5,677万7,972円でございます。

最後に、10ページをごらんください。平成28年度の決算意見書でございます。

公社の決算につきましては、去る4月28日金曜日午前10時から、朝岡、下村両監事の監査を受けたところでございまして、いずれも適正とお認めいただいておりますことをあわせてご報告申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

西井議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件は法の規定により報告のみでございますので、ご了承をお願いいたします。

次に、日程第9、報第3号から日程第11、報第5号までの平成28年度各会計継続費及び繰越明許費繰越計算書の報告について、以上報告案件3件を一括議題といたします。

本件につき、報告を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました報第3号から報第5号までの3議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、報第3号、平成28年度葛城市一般会計継続費繰越計算書の報告についてでございます。本報告につきましては、国鉄・坊城線整備事業の継続費の総額が11億6,278万3,000円、平成28年度の継続費予算現額といたしまして182万円、前年度よりの通次繰越額が8億3,789

万6,633円であり、支出済額が2,210万1,729円、差引額8億1,761万4,904円を翌年へ遞次繰越したものでございます。

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、継続費繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。

次に、報第4号、平成28年度葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。本報告につきましては、本年の3月議会において設定いたしました繰越明許費であり、総務費・臨時福祉給付金事業（経済対策分）、新地方公会計制度導入支援業務、地方創生拠点整備交付金事業、個人番号カード交付事業、民生費・臨時福祉給付金事業（経済対策分）、地域循環型社会形成推進事業、農畜産物処理加工施設トイレ改修事業、農地有効活用促進事業、農地耕作条件改善事業、農村地域防災減災事業、道路新設改良事業、尺土駅前周辺整備事業、国鉄・坊城線整備事業、地域活性化事業、社会資本道路改良交付金事業、地域連携推進事業、流域対策施設整備事業、都市計画マスタープラン策定業務、吸収源対策公園緑地事業、地域防災計画見直し業務、小学校空調機器設置事業の21事業につきまして、翌年度への繰越額が決定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。

最後に、報第5号、平成28年度葛城市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。本報告につきましては、今年度の3月議会において設定いたしました繰越明許費であり、流域下水道建設負担金につきまして、翌年度への繰越額が決定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

西井議長 これより質疑に入りますが、本件については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

西井議長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件についても、法の規定により報告のみでございますので、ご了承願います。

次に、日程第12、承認第1号から日程第15、承認第4号までの専決処分の承認を求めることについての4議案を一括議題といたします。

本議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました承認第1号から承認第4号までの4議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、承認第1号、専決処分の承認を求めることにつきましては、葛城市税条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、本年3月31日に地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、市民税、固定資産税、軽自動車税についての改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。主な改正内容につきましては、市民

税に係る改正として、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税及び優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例について、適用期限を3年間延長するものでございます。また、固定資産税に係る改正として、居住用超高層建築物に係る固定資産税の按分方法について、区分所有者全員の協議による補正方法の申し出についての規定を追加するほか、軽自動車税に係る改正として、軽自動車税のグリーン化特例の適用期限を2年間延長する等、所要の改正を行うものでございます。施行日は、本年4月1日でございます。

次に、承認第2号、専決処分の承認を求めることにつきましては、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、本年3月31日に地方税法施行令の一部を改正する政令等が公布されたことに伴い、賦課期日を4月1日とする本年度の国民健康保険税の課税分から適用すべき部分の改正が必要となったために、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付の専決処分を行ったものでございます。改正内容につきましては、低所得者に係る国民健康保険税の軽減措置の対象世帯を拡大するもので、5割軽減及び2割軽減の対象となる所得基準額を引き上げるものでございます。施行日は、本年4月1日でございます。

次に、承認第3号、専決処分の承認を求めることにつきましては、葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、本年3月29日に非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額等の改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。主な改正内容につきましては、非常勤消防団員等に扶養親族がある場合における補償基礎額の加算額の改正を行うとともに、扶養親族の対象区分の改正を行うものでございます。施行日は、本年4月1日でございます。

最後に、承認第4号、専決処分の承認を求めることにつきましては、平成28年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,861万1,000円とするものでございます。補正内容につきましては、現年度分普通徴収保険料において不動産収入や株式譲渡等の所得の増加に伴い、保険料収入が歳入超過となったため、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金の追加を行うもので、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

以上でございます。よろしくご承認を賜りますようお願い申し上げます。

西井議長 これより質疑に入りますが、本4議案につきましては一括質疑とし、委員会付託を省略し、討論、採決を1議案ごとに行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

西井議長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第12、承認第1号議案に対する討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。
これより日程第12、承認第1号議案を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。
次に、日程第13、承認第2号議案に対する討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより日程第13、承認第2号議案を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。
次に、日程第14、承認第3号議案に対する討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより日程第14、承認第3号議案を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。
次に、日程第15、承認第4号議案に対する討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより日程第15、承認第4号議案を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。
次に、日程第16、議第34号から日程第22、議第40号までの条例の一部改正7議案を一括議
題といたします。

本7議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第34号から議第40号までの7議案につきまして、一括して提

案理由を申し上げます。

最初に、議第34号、葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、農業委員会等に関する法律の改正により、新たに設けられました農地利用最適化推進委員の報酬の額を月額2万7,000円と定めるものでございます。施行日は、本年7月1日でございます。

次に、議第35号、葛城市職員の旅費に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、本条例の今後の充実整備を図るため、これまでの規定されていなかった国、県及びほかの地方公共団体との人事交流や被災地支援等の際の赴任に伴う移転料及び扶養親族移転料の規定の追加、国際交流に対応できるよう外国旅行に関する旅費の規定の追加、職務級や宿泊地により差がある宿泊料の平準化等、所要の改正を行うものでございます。施行日は本年7月1日でございます。

次に、議第36号、葛城市税条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、本年3月31日に地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、固定資産税の課税標準について地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例の割合を定める改正を行うものでございます。改正内容につきましては、児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の用に供する家屋と償却資産及び一定の政府の補助を受けている事業所内保育事業の用に供する固定資産に対し課する固定資産税の課税標準の割合を定める規定を公布の日から施行するものでございます。また、都市緑地法に基づき設置する一定の市民緑地の用に供する土地に対し課する固定資産税の課税標準の割合を定める規定を、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものでございます。

次に、議第37号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、本年3月31日に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、教育・保育の受給資格等の確認について改正を行うものでございます。改正内容につきましては、教育・保育を受けるに当たって、施設から受給資格等の確認として支給認定書の提示の求めがあった場合、保護者は必要に応じて支給認定証を提示するものとし、支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、支給認定に係る事項を記載した通知書を提示することにより、受給資格等の確認とすることができる改正を行うものでございます。施行日は公布の日でございます。

次に、議第38号、葛城市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、本年3月31日に介護保険法施行規則の一部を改正する省令が公布、施行されたことに伴い、省令において主任介護支援専門員の更新制の定義が明確化されたことにより、本条例においても省令と同様の改正を行うものでございます。施行日は公布の日でございます。

次に、議第39号、葛城市都市公園条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、吸収源対策公園緑地事業により、寺口・太田地区、林堂地区、西室地区の

公園整備工事が完了いたしましたので、本条例にそれぞれ、しあわせの森公園、林堂公園、西室公園を追加しようとするものでございます。施行日は公布の日でございます。

最後に、議第40号、葛城市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、本年2月7日に道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令が公布されたことに伴い、高速道路番号等の新しい標識が追加され、高さ限度緩和指定道路の標識番号にずれが生じることによる改正でございます。施行日は本年7月1日でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

西井議長 これより質疑に入りますが、本7議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第34号、議第35号、議第36号、議第39号及び議第40号の5議案については総務建設常任委員会に、議第37号及び議第38号の2議案については厚生文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第23、議第41号、工事請負契約の締結について（葛城市立新庄小学校、磐城小学校及び當麻小学校空調設備設置工事に伴う設計・施工業務）を議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第41号、工事請負契約の締結につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、本年度事業として施行いたします葛城市立新庄小学校、葛城市立磐城小学校及び當麻小学校空調設備設置工事に伴う設計・施工業務の請負契約の締結についてでございます。本事業につきましては、新庄小学校の34室、磐城小学校の35室、當麻小学校の20室の普通教室と特別教室に空調機器を設置するための設計及び工事をしようとするものでございます。工事の発注につきましては、本年5月18日に指名競争入札を実施した結果、2社が応札し、株式会社精研が落札したもので、契約金額2億3,544万円で請負契約を締結しようとするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

西井議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井議長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第41号議案については、厚生文教常任委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第24、議第42号及び日程第25、議第43号の平成29年度補正予算2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第42号及び議第43号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議第42号、平成29年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,102万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億1,302万5,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、総務費では地方創生推進交付金を活用いたしました市内の空き家調査等に係る委託料、民生費では介護保険制度の改正に伴うシステム改修委託料、農林商工費では農業委員会等に関する法律の改正に伴う農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の委員報酬、消防費では地域防災組織育成助成事業補助金などの追加補正をお願いするものでございます。

次に、議第43号、平成29年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ145万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億4,245万8,000円とするものでございます。補正内容につきましては、前期高齢者納付金の確定に伴う追加補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

西井議長 これより質疑に入りますが、本2議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

西井議長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております2議案につきましては、各常任委員会に付託いたします。総務建設常任委員会は議第42号の関係部分を、厚生文教常任委員会は議第42号の関係部分及び議第43号の2議案をそれぞれ付託し、審査願います。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時12分

再 開 午後 1時00分

西井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここでお諮りいたします。

この際、ただいま配付いたしております議事日程記載のとおり、議第41号議案を日程に追加したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議事日程記載のとおり、日程に追加することに決定いたしました。

それでは、追加日程第1、議第41号議案を議題といたします。

本議案は、休憩中に厚生文教常任委員会を開催し、審査していただいておりますので、審査結果の報告を委員長に求めます。

3番、川村優子君。

川村厚生文教常任委員長 先ほど本会議において上程され厚生文教常任委員会に付託されました議第41号、工事請負契約の締結について（葛城市立新庄小学校、磐城小学校及び當麻小学校空調設備設置工事に伴う設計・施工業務）、本会議休憩中に委員会を開催し、審査いたしましたので、その概要及び結果についてご報告いたします。

質疑では、空調設備の導入に当たり、昨年の中学校空調設備ではガスで導入されているが、小学校の供給エネルギーについてはどのように考え、ガスに決定されたのかという問いに対し、小学校空調については、電気、ガスともに検討した。その結果、ランニングコストについては流動的であるが、イニシャルコストを優先した結果、電気では設置に付随する費用が多くかかるため、総合的に判断し、ガスに決定したという答弁がありました。

さらに、委員からは、設計・施工業務を一緒に入札しているが、設計・施工は、通常は別に行うべきではないのかという問いに対し、市に専門の技術職員がいないため、管理業務については外部に委託契約をし、行う予定であるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。このほかにも各委員からは活発な質疑がされ、数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、厚生文教常任委員会の報告といたします。

西井議長 以上で厚生文教常任委員長の報告を終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

西井議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

西井議長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより追加日程第1、議第41号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

西井議長 ご異議なしと認めます。よって、議第41号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、お手元の日程表のとおり20日、21日、28日それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、22日午前9時30分から総務建設常任委員会、23日午前9時30分から厚生文教常任委

員会がそれぞれ開催されますので、委員各位におかれましては、日程表の日時に審査をよろしくお願いいたします。

皆さん方には、早朝より慎重にご審議賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後1時05分